重要事項説明書

１．訪問看護ステーションいつきの概要

（1）提供できるサービスの種類と地域

名称	訪問看護ステーションいつき　（事業所番号 3861093197 号）
所在地	愛媛県伊予市下吾川 341 番地 74
管理者	津田　麻美
サービスの種類	（介護予防）訪問看護
サービス対象地域	伊予市、伊予郡松前町、伊都郡砥部町、松山市（但し、島嶼部を除く。）、東温市
サービス提供場所	居宅

（2）サービス内容

（介護予防）訪問看護計画書に基づき、看護師等が定期的に訪問し、利用者の心身機能回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指して支援します。

利用者またはその家族に対し、療養上必要とされる事項について理解しやすいように指導、説明を行います。

（3）職員体制

従業者の職種	職員数	勤務形態
管理者	１名	常勤・看護師兼務
看護職員	2.5 名以上	常勤換算方法にて
理学療法士	1 名	

（4）営業日及び営業時間

営業日	月曜日～日曜日（１２月２９日から１月３日までを除く）
営業時間	午前　８時３０分 ～ 午後　５時３０分

※ 緊急時訪問看護加算契約利用者に対して２４時間体制にて電話でのご相談及び緊急時訪問を行います。

（5）お問い合わせ窓口 ※サービス利用の質問など、お気軽にご相談ください。

電話番号	089-994-8097
担当者	津田　麻美（管理者）・ 他職員

２．サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

ご利用になりたい方は、下記のいずれかにご相談下さい。

① かかりつけの医師に相談する。

② 居宅介護支援事業所に相談する。

③ 病院の医療相談員（MSW）又は、市町の地域包括支援センターに相談する。

④ 訪問看護ステーションいつきに直接連絡する。

※ 介護予防サービス支援計画・居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に依頼先の地域包括支援センター・担当ケアマネジャーにご相談下さい。

(2) サービスの利用解除および終了

訪問看護ステーションいつき契約書第６条に基づき、サービスの利用を解除することができます。また、サービスの利用を終了する事があります。

３．サービス提供の記録

(1) 事業者は、サービスを提供する際には「訪問看護記録」の書面に必要事項を記録します。また、一定期間ごとに、サービス提供の状況についての「訪問看護報告書」を作成します。

(2) 事業者は「訪問看護記録」「訪問看護報告書」の記録を作成した後５年間はこれを適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に応じ、その写しを交付します。

４．利用料金

サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額（介護報酬の告示上の額）によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額に利用者ごとの負担割合（１割～３割）を乗じて得た額とします。また、これが改訂された場合には、これらも自動的に改訂されます。なお、その場合は事前に新しい料金を書面でお知らせします。

(1) 訪問看護費

○看護師が訪問看護を行った場合

所要時間	３０分未満	３０分以上 １時間未満	１時間以上 １時間３０分未満
利用料金	４７１単位	８２３単位	１，１２８単位
２名による訪問看護	＋２５４単位／１回	＋４０２単位／回	

○理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問看護を行った場合

２９４単位 ／１回（１回あたり２０分）（６回／週まで）

（１日に２回を超える場合 90/100 の単位数）

(2) 介護予防訪問看護費

○看護師が訪問看護を行った場合

所要時間	３０分未満	３０分以上 １時間未満	１時間以上 １時間３０分未満
利用料金	４５１単位	７９４単位	１，０９０単位
２名による訪問看護	＋２５４単位／１回	＋４０２単位／回	

○理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問看護を行った場合

２８４単位 ／１回（１回あたり２０分）（６回／週まで）

（１日に２回を超える場合５０／１００の単位数）

(3) 加算料金

下記加算については、各条件を満たす場合に算定します。

※ ○ 区分支給限度基準額の算定対象、● 区分支給限度基準額の算定対象外

○ 退院時共同指導加算　　６００単位 １回／初回時

（特別な管理を必要とする利用者の場合２回）

退院・退所時に医療機関等と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を提供した場合

○ 初回加算（Ⅰ）　　３５０単位 １回／初回時

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院等から退院した日に看護師が初回の訪問看護を提供した場合。過去 2 か月間、当該事業所から訪問看護を受けていない場合。要支援者への介護予防訪問看護を利用していた者が、要介護状態になり、引き続き同じ訪問看護事業所からサービス提供(訪問看護)を受ける場合(反対に、訪問看護から介護予防訪問看護に移行する場合も同様)。

○ 初回加算（Ⅱ）　　３００単位 １回／月

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院等から退院した日の翌日以降に初回の訪問看護を提供した場合。過去 2 か月間、当該事業所から訪問看護を受けていない場合。要支援者への介護予防訪問看護を利用していた者が、要介護状態になり、引き続き同じ訪問看護事業所からサービス提供(訪問看護)を受ける場合(反対に、訪問看護から介護予防訪問看護に移行する場合も同様)。

● 特別管理加算Ⅰ　　５００単位 １回／月

在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態・尿道留置カテーテルを使用している状態・経管栄養のためのカテーテル等を留置している状態・気管カニューレを使用している状態等

● 特別管理加算Ⅱ　　２５０単位 １回／月

在宅酸素療法指導管理等を受けている状態・真皮を超える褥瘡の状態・人工肛門又は人工膀胱を使用している状態・点滴注射を週 3 日以上行う必要がある状態等

○ 長時間訪問看護費　　３００単位 ／１回毎

特別管理加算を算定している方で、60 分以上 90 分未満の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合であって、通算時間が 90 分以上となった場合

● 緊急時訪問看護加算（Ⅱ）　　５７４単位 １回／月

利用者・家族などに対して２４時間連絡体制にあり、相談や計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う場合。

● ターミナルケア加算　　２５００単位 死亡月

訪問看護費算定者に対して、終末期ケアを行った場合。

○ 夜間・早朝加算　　所定単位数の２５％

夜間	午後６時から午後１０時まで
早朝	午前６時から午前８時まで

計画的訪問看護の開始時間が当該時間帯であること。また計画的に訪問することになっていない１月以内の２回目以降の緊急時訪問を行った場合

○ 深夜加算　　所定単位数の５０％

深夜	午後１０時から午前６時まで

計画的訪問看護の開始時間が当該時間帯であること。計画的に訪問することになっていない１月以内の２回目以降の緊急時訪問を行った場合。

【医療保険の場合】

医療保険			料金	ご利用者様負担額		
				1 割負担	2 割負担	3 割負担
基本項目	訪問看護基本療養費Ⅰ（1 日につき）	週 3 日目まで	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
		週 4 日目以降(リハビリ除く)	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
	管理療養費	月の初日	7,670 円	770 円	1,530 円	2,300 円
		2 日以降	3,000 円	300 円	600 円	900 円
	訪問看護基本療養費Ⅱ（同一建物居住者で同一日に 3 人以上訪問した場合）	週 3 日目まで	2,780 円	278 円	556 円	834 円
		週 4 日目以降	3,280 円	328 円	656 円	984 円
	訪問看護療養費Ⅲ	外泊中の訪問看護	8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円
	精神科訪問看護基本療養費Ⅰ 1 日につき(30 分以上)	週 3 日目まで	5,550 円	550 円	1,110 円	1,665 円
		週 4 日目以降	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)		780 円	80 円	160 円	230 円
	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)1		10 円	1 円	2 円	3 円

加算項目	訪問看護医療 DX 情報活用加算(月 1 回)		50 円	5 円	10 円	15 円
	24 時間対応体制加算(月 1 回)		6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
	夜間(18－22 時)・早朝(6-8 時)訪問看護加算		2,100 円	210 円	420 円	630 円
	深夜訪問看護加算(22-翌 6 時)		4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
	特別管理加算(月 1 回)	Ⅰ	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
		Ⅱ	2,500 円	250 円	500 円	750 円
	難病等複数回訪問加算	1 日 2 回の場合	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
		〃(同一建物 3 人以上)	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
		1 日 3 回以上	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
		〃(同一建物 3 人以上)	7,200 円	720 円	1,440 円	2,160 円
加算項目	複数名訪問看護加算	看護師等(週 1 回)	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
		〃(同一建物 3 人以上)	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
		看護補助者(週 3 回)	3,000 円	300 円	600 円	900 円
		〃(同一建物 3 人以上)	2,700 円	270 円	540 円	810 円
	長時間訪問看護加算		5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
	退院時共同指導加算		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
	特別管理指導加算		2,000 円	200 円	400 円	600 円
	退院時支援指導加算		6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
	〃(長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合の加算)		8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円
	在宅患者連携指導加算		3,000 円	300 円	600 円	900 円
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000 円	200 円	400 円	600 円
	緊急時訪問看護加算		2,650 円	270 円	530 円	800 円
	訪問看護情報提供療養費 1・.2・3		1,500 円	150 円	300 円	450 円
	ターミナルケア療養費 1		25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
	ターミナルケア療養費 2		10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円

※合計金額に 10 円未満の端数が出る場合は四捨五入となります。

※健康保険・後期高齢者医療費等に基づき 1 割～3 割の自己負担額を徴収させていただきます。

※各種公費負担が適応となる場合は、自己負担額が減額または免除されます。

※24 時間対応体制加算は、全利用者様が適応となります。

(4) キャンセル料は、頂きません。

(5) お支払方法

毎月１０日以降に利用者に通知します。お支払方法は現金または口座引き落としとなります。口座引き落としの場合、毎月２０日頃に指定の銀行口座から引き落としさせて頂きます。現金でのお支払いの場合、請求書をお渡しした日より、１ヶ月以内にお支払いください。

５．個人情報の取り扱い

事業所の従業者及び従業者であった者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族に関する個人情報を漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様とします。又事業者は、従業者及び従業者でなくなった後においてもこれらの個人情報を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2)　事業者は、あらかじめ文書により利用者又は利用者家族の同意を得た場合は、一定の条件下で情報を提供することがあります。

６．秘密保持等

事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

(2)　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を従業者との雇用契約の内容とします。

７．身体拘束等の禁止

事業所は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

(2)　事業所は身体拘束等の適正化を図るため次に揚げる措置を講じます。

①　身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底の実施

② 身体拘束等の適正化のための指針の整備

③ 従業者に対し身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施

８．虐待防止に関する事項

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底の実施

② 虐待防止のための指針の整備

③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施

④ 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置（事業所・管理者：訪問看護ステーション　津田麻美が兼務）

(2)　事業所は、サービス提供事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを伊予市または利用者在住の市町に通報するものとします。

９．衛生管理及び感染症対策

事業者は、従業者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2)　事業所において感染症が発生、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

①　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者へ周知徹底の実施

②　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

③　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び定期的な訓練の実施

１０．業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

(2)　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとします。

(3)　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

１１．ハラスメント防止対策に関する事項

事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

１２．緊急時・事故発生時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、主治医、救急隊、親族、地域包括支援センター、担当ケアマネジャー等へ連絡をいたします。

(1) 緊急時

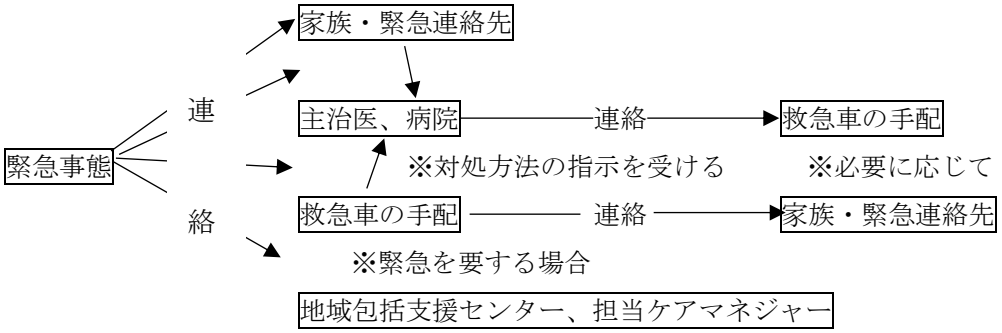

(2) 事故発生時

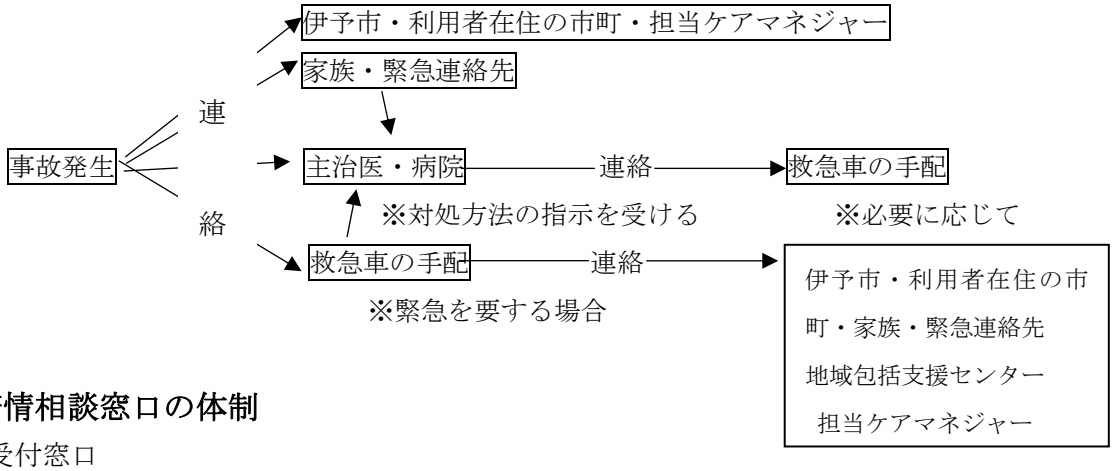

１３．苦情相談窓口の体制

(1) 受付窓口

訪問看護ステーションいつき契約書第１３条に基づき、利用者からの苦情及び要望に、当事業所の従業者全員が対応します。また、事務所入り口に「要望箱」を設置し、文書による受付も行います。

苦情解決責任者　　津田　麻美（管理者）　　℡　089-994-8097

＊下記の苦情申立機関にも苦情等を伝えることができます。

苦情申立機関	愛媛県国民健康保険団体連合会　℡ 089-968-8700　　平日 8:30～17:15
	伊予市長寿介護課 ℡ 089-982-1117　　平日 8:30～17:15
	松山市介護保険課 ℡ 089-948-6968　　平日 8:30～17:15
	松前町保険課　　℡ 089-985-2111　　平日 8:30～17:15
	砥部町介護福祉課 ℡ 089-962-2323　　平日 8:30～17:15
	東温市長寿介護課 ℡ 089-964-2001　　平日 8:30～17:15
	愛媛県運営適正化委員会（愛媛県社会福祉協議会）　℡　089-998-3477 平日 9:00～12:00　13:00～16:30
	その他　事業所の休業日及び窓口開設時間以外は、携帯電話にて対応する ℡ 090-6518-8531（管理者：津田麻美）

(2)　苦情に対する措置

事業者は、迅速かつ適切に対応するため、事実関係の調査や苦情処理に関する検討会の実施、処理結果の記録整備等の必要な措置を講じます。

また、改善措置について、利用者または家族等への説明を行います。

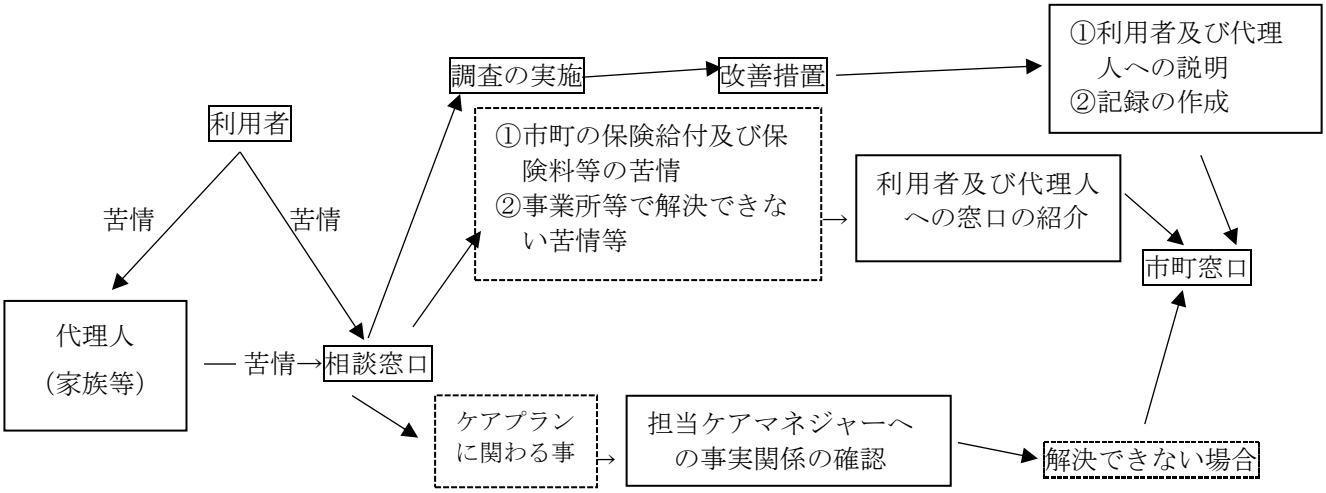

１５．当法人の概要

法人種別	合同会社　いつき
代表者役職・氏名	代表社員　　西本 弘樹
本部所在地・電話番号	愛媛県伊予市下吾川 341 番地 74　　TEL　089-994-8097

● 居宅介護支援事業所いつき　併設

当事業所は、指定（介護予防）訪問看護の提供開始に際し利用者に対して本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

【事業者名】　所在地　愛媛伊予市下吾川 341 番地 74
名称　合同会社いつき
代表　西本　弘樹　㊞

【事業所名】　所在地　愛媛県伊予市下吾川 341 番地 74
名称　訪問看護ステーションいつき
管理者　津田　麻美

サービスの契約にあたり重要事項の説明を受け、その内容に同意します。

令和　　年　　月　　日

【利 用 者】　住 所 ：

電 話 ：

氏 名 ：

署名代行者(代理人)
私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

続 柄 ：

住 所 ：

電 話 ：

氏 名 ：

（注）1.「代理人」とは、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などにご利用者の立場に立って事業所との連絡調整等を行える方です。
2.署名(自署)の場合、押印不要です。

（附則）

この規定は、令和　7年　1月　1日から施行する。